



# —新農業委員会 会長に丸山幸

—新農業委員決まる—

農業委員会で、会長に丸山幸一郎、会長代理に萩野権太郎の両氏が選ばれました。

◎印は与板町農政推進協議会の委員です。

①二〇〇平方メートル（約六〇・五坪）以下の住宅用地（二〇〇平方メートルを超えるものについては、その上に存する住宅一戸につき二〇〇平方メートルまでの住宅用地。以下小規模住宅用地という。）については課税標準を評価額の四分の一の額とする。

②小規模住宅用地はかかる昭和四十九年度及び昭和五十年度の固定資産税の額は評価額の四分の一の額が昭和四十八年度の課税標準額を超えるときは、昭和四十八年度の課税標準額によって算定した税額とする。小規模住宅用地となるのは、二〇〇平方メートル以下の住宅用地だけではなく二〇〇平方メートルを超える住宅用地についても、二〇〇平方メートルまでの部分は、小規模住宅用地となります。

またアパートのように、住宅用地の上に複数の住居がある場合は、その住居の数に二〇〇平方メートルを乗じて得た面積が小規模住宅用地となります。

なお、小規模住宅用地以外の住宅用地については、制度改正が行われないので四十九年度は現行制度のとおり評価額の二分の一の額に達するまでは、従来の負担調整措置が継続され、その額が評価額の百分の三十分の額とし、五十年度は評価額の二分の一の額が課税標準額となります。

今回の改正により四十九年度分の小規模住宅用地に係る固定資産税は四十八年度の額より低くなるか又は据え置かれるかのいずれかであり、税負担が上昇することはないわけです。

**消費者情報**

先般來の経済の混乱の一因が消費者情報の提供不足にあることから、県では、消費者等に対し、生活関連物資の需給状況価格動向及び消費生活に関する資料などを電話でお知らせする「テレホンサービス」を、今実施しております。この情報は、正確な最新情報ですので、お知りになりたい方は、ご利用下さい。

この「テレホンサービス」の内容は次の通りです。

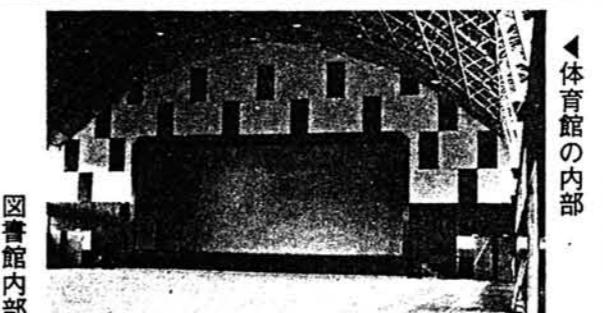
★テレホンサービスの電話番号  
(○二五二) 六七一七〇〇〇番

★名称  
「ハイ、県くらしのダイヤルです」

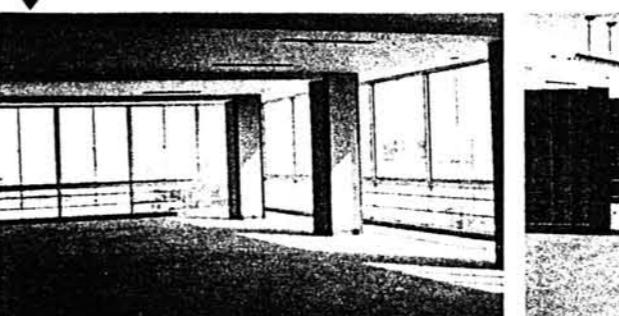
★通話時間等  
1 情報当り約三分  
2 二十四時間サービス  
3 情報は二十四時間後に更新し切替時間は日曜を除き平日は午後二時土曜日は正午

★情報内容  
生活関連物資の需給及び価格の動向

<p>◎運動の期間</p> <p>昭和49年4月1日から 昭和49年10月31日まで</p>	<p>◎運動の重点目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児に対する保護</li> <li>・監督の徹底</li> <li>・家庭周辺における危険個所の点検・整備</li> </ul>
<p>○注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児の水死事故が特に多いので保護監督を十分に行って下さい。</li> <li>・事故は農繁期に特に多いので子守りをされる方は十分注意して下さい。</li> <li>・幼児が危険な水辺に近よらないようによく言ひ聞かせておき、もし危険な水辺で遊んでいたらよその子どもでもひとつ声注意をするように心がけて下さい。</li> <li>・子どもをいたずらに水から遠ざけるだけではなく、年令に応じた水に対する正しい知識をもたせて下さい。</li> </ul> <p>これらの方に十分注意して悲惨な事故をおこさないよう、みなさんの特段なご協力をお願ひいたします。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒に対する水泳指導の強化</li> <li>・水泳禁止区域及び水泳指定区域の周知徹底</li> </ul>



の内部



生徒玄関内部



町の未来の姿を求める  
与板小学校々舎完成

昭和四十七年三月九日の  
町議会で、正式に別位置に  
移転改築が義決された与戸

成を心から喜びたいと存じます。

